また、歩道が設置されていない区間も多くを占め、児童・生徒を含む歩行者の安全な通行が確保されていないなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

さらに、起業者が令和７年３月に行った渋滞長調査によると、現道区間の逆面交差点において、最大渋滞長60m、最大通過時間２分20秒が確認されている。

本件事業の完成により、本件区間において線形等の良好な道路が整備され、本件区間が現道の通過交通等を分担することにより安全かつ円滑な交通の確保に寄与するほか、道路交通ネットワークの形成により、広域的な利便性の向上などにも寄与すると認められる。現道の通過交通等を分担することから、交通混雑の緩和及び交通事故の減少が期待されるとともに、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保に寄与すると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和６年10月に任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、道路の供用による大気質、騒音及び振動については環境基準等を満足する予測結果となっている。また、起業者は、本件事業の施工に当たり、大気質、騒音、振動及び水質に配慮して施工することとしている。

このほか、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であるサシバ、タガメ、栃木県レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているヤマカガシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であるノダイオウ、準絶滅危惧であるミズネコノオ、ミズオオバコ、ミズニラ、ナガエミクリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さい、又は保全措置の実施により影響が小さい若しくは軽微であると予測されている。主な保全措置として、サシバについては、生息環境に与える影響を低減するため、工事中の環境への配慮に努めることとしている。爬虫類については、水路や側溝に落下しにくい構造や落下した生物が這い上がれる構造を採用することとし、昆虫類については道路照明についてＬＥＤ照明を採用することとしている。

なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

加えて、本件事業において、切土盛土は少ないことなどから地形及び地質や景観等への影響も軽微であるとされている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、栃木県生活文化スポーツ部文化振興課及び宇都宮市魅力創造部文化都市推進課と協議の上、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、栃木県条例による第３種第２級の規格に基づく４車線の道路を現道のバイパスとして整備する事業であり、その事業計画は同条例等に定める規格に適合していると認められる。

本体事業の施行方法については、申請案である東ルート案、直線ルート案及び現道拡幅案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案を比較すると、申請案は、支障物件が最も少なく、田圃の縁を通過するため耕作への影響も少なく、施工性、経済性に優れていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道区間は栃木県条例に規定する車線の幅員を満たさない区間が多数存在し、すれ違い時や正面衝突の交通事故が発生している。また、歩道の未整備区間も存在しており、本件事業により現道区間の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。また、塩谷郡塩谷町、宇都宮市、矢板市及び日光市で構成される主要地方道藤原宇都宮線整備促進期成同盟会から、本件事業の早期整備を強く求められている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

栃木県宇都宮市役所　建設部　技術監理課

○関東地方整備局告示第二百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十二日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十二日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百二十六号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
武山市松尾字牛谷一三八番三から同市松尾町谷津字大谷二七九番四まで	三七・一〇～七六・六〇メートル	〇・三二二キロメートル

(四)　指定する期日　令和七年九月二十二日

○関東地方整備局告示第二百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十二日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百二十六号	武山市松尾町谷津字牛谷一三八番三から同市松尾町谷津字大谷二七九番四まで（ただし、八番三から関係図面に示す部分を除く。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月二十二日